

大阪湾におけるブルーカーボン生態系の再生・創出等に関する 事業連携協定書

大阪府環境農林水産部（以下「甲」という。）と、一般社団法人ブルーオーシャン・イニシアチブ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大阪湾におけるブルーカーボン生態系の再生・創出等に関して、相互に密接な連携を図り、多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」の実現、カーボンニュートラル、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン等の達成などに貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力する。

- （1） ブルーカーボン生態系の再生・創出に関すること
- （2） 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に関すること
- （3） その他、本協定の目的に資する事業に関すること

（協定の変更及び解除）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

（連携期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から当該年度の末日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、本協定と同一条件で1年間継続し、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和5年8月3日

甲 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府

環境農林水産部長

乙 東京都港区虎ノ門1丁目17番1号虎ノ門ヒルズ
ビジネスタワー15階

一般社団法人ブルーオーシャン・イニシアチブ

代表理事